

【令和7年度】宮古市空き家等利活用補助金（取得）に関するQ&A

目 次

1 補助の要件等について

Q1. 補助金の対象者について教えてください。

Q2. 補助金の対象となる空き家について教えてください。

Q3. 空き家を別荘として利用する目的で購入する場合も対象となりますか？

Q4. 空き家を倉庫や事務所として利用する目的で購入する場合も対象となりますか？

Q5. 空き家を共有名義で購入予定ですが、申請は共有者双方で可能ですか？

2 必要書類について

Q6. 申請に必要な書類を教えてください。

3 補助金額について

Q7. 補助金額を教えてください。

Q8. 夫婦共有名義で取得する場合、双方で補助金の申請が可能ですか？

4 その他

Q9. 空き家を購入し、リフォームする場合、リフォーム費用は補助の対象となりますか？

Q10. 補助金申請から交付までの流れを教えてください。

【令和7年度】宮古市空家等利活用補助金（取得）に関するQ&A

1 補助の要件等について

Q1. 補助金の対象者について教えてください。

A1. 補助金の交付が受けられる方は、以下のいずれにも該当する方です。

- ① 申請日時時点で現在宮古市外に居住しており、宮古市への移住を希望される方又は宮古市に転入して3年を経過していない方
- ② 宮古市空家バンクに掲載している物件を購入し、当該物件に令和8年3月10日までに居住を開始し、以後10年以上居住のために活用する意思がある方
- ③ 納期の到来した市税その他市に対する債務を滞納していない方

Q2. 補助金の対象となる空き家について教えてください。

A2. 補助金の交付が受けられる空き家は、宮古市空き家バンクに掲載している売却希望の物件となります。なお、物件の情報は随時市のホームページから確認が可能です。

Q3. 空き家を別荘として利用する目的で購入する場合も対象となりますか？

A3. 取得した空き家を10年以上居住する（生活の本拠とする）目的で購入する場合に対象となりますので、別荘として利用する目的で購入する場合は対象になりません。

Q4. 空き家を倉庫や事務所として利用する目的で購入する場合も対象となりますか？

A4. 取得した空き家を10年以上居住する（生活の本拠とする）目的で購入する場合に対象となりますので、もっぱら倉庫や事務所として利用する目的で購入する場合は対象になりません。

Q5. 空き家を共有名義で購入予定ですが、申請は共有者双方で可能ですか？

A5. 共有名義で購入予定の場合、当該購入予定の空き家に居住する共有者のうち、主たる生計維持者の方のみ申請が可能となります。

【令和7年度】宮古市空家等利活用補助金（取得）に関するQ&A

2 必要書類について

Q6. 申請に必要な書類を教えてください。

A6. 申請に必要な書類は以下のとおりです。

No	内 容
(1)	補助金交付申請書
(2)	住民票謄本（世帯員全員分のもので、省略のないもの）
(3)	本人確認書類の写し（免許証やマイナンバーカードなど）

3 補助金額について

Q7. 補助金額を教えてください。

A7. 補助金の額は、以下のいずれか低い額の10/10（千円未満の端数切捨て）が対象となります。なお、上限は50万円となります。

- ① 対象となる空き家の購入費用（※土地購入費用は含みません）
- ② 対象となる空き家の申請日時点の直近の固定資産税課税標準額

Q8. 夫婦共有名義で取得する場合、双方で補助金の申請が可能ですか？

A8. 共有名義での取得を予定している場合は、共有代表者のみが申請可能となります。

【令和7年度】宮古市空家等利活用補助金（取得）に関するQ&A

4 その他

Q9. 空き家を購入し、リフォームする場合、リフォーム費用は補助の対象となりますか？

A9. 市では、一定の要件を満たす空き家のリフォーム費用に対し、取得費用とは別に補助金を交付します。空き家の購入費用と併せ、リフォーム費用の補助金を申請することも可能です。リフォーム費用補助金についての詳細は、市のホームページをご確認ください。

Q10. 補助金申請から交付までの流れを教えてください。

A10. 補助金の申請から交付までの流れは、以下のとおりです。

- ① 宮古市空家バンク利用申込手続き（市のホームページ上から Web 申込可能です）
- ② 物件の内覧や交渉（物件の担当不動産業者が仲介を行います）
- ③ 購入予定物件の決定
- ④ 市への補助金交付申請
- ⑤ 市による交付決定後、物件の売買契約締結
- ⑥ 購入した空き家への居住開始（住民登録手続）
- ⑦ 市への実績報告
- ⑧ 市の検査・補助金額の確定後、補助金請求
- ⑨ 補助金の受領